



平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

- ① 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
- ② 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
- ③ 平成28年12月末時点で、「高年齢継続被保険者」である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
(自動的に「高年齢被保険者」になります。)

《高年齢被保険者の雇用保険料について》

平成29年1月1日以降、「高年齢被保険者」となった労働者の雇用保険料については、平成31年度まで**保険料は免除**となります。
「雇用保険被保険者となりますが、雇用保険料は徴収しない」こととなりますので、給与計算の際に保険料を徴収しませんよう、ご注意ください。

《65歳以上の被保険者も各給付金の対象となります》

高年齢求職者給付金

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給されます。(年金と併給可)

育児休業給付金・介護休業給付金

平成29年1月1日以降に高年齢被保険者として、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

教育訓練給付金

平成29年1月1日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は、教育訓練を開始した日において高年齢被保険者である方、または高年齢被保険者(平成28年12月末までに離職した方は、高年齢継続被保険者)として離職日の翌日から教育訓練の開始日までの期間が1年以内の方も、要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となります。

平成28年10月1日から変更になる社会保険制度

《厚生年金保険の標準報酬月額の下限に新たな等級が追加されます》

平成28年10月1日より、厚生年金保険の標準報酬月額の等級表に新たな等級「第1等級：88千円」が追加されます。標準報酬月額が93,000円未満の方は「第1等級：88千円」に該当し、10月分保険料から保険料額が変更になります。

《健康保険・船員保険の被扶養認定における兄弟の同居要件が廃止されます》

健康保険法および船員保険法による被保険者の兄弟と弟妹の被扶養者認定要件については、兄弟(被保険者との同居要件あり)と弟妹(同居要件なし)の間に差が設けられていましたが、平成28年10月1日より兄弟の同居要件がなくなり、生計を維持していれば被扶養者として認められます。(収入要件に変更はありません。)

☆最低賃金が改定されます☆

北海道の最低賃金は平成28年10月1日より **786** 円に改定されます。(従前は764円で22円上がります)

※最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等、**すべての労働者に適用**されます。

《時給の場合》

給与の締日に関わりなく、10月1日以降の労働に対する賃金は786円以上の支払いが必要になります。

《月給の場合》

毎月固定で支払う給与のうち、「精皆勤手当」「通勤手当」「家族手当」「時間外等割増賃金」を除外した金額を、1か月の労働時間で割って算出された単価(＝1時間当たりの給与)が786円以上でない場合は最低賃金を下回っているため昇給が必要です。

最低賃金改定に伴い賃金を増額させた場合、併せて時間外割増賃金(125%)、深夜割増賃金(25%)、休日割増賃金(135%)の金額も変わりますのでご確認ください。